地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体は、子育て支援策の充実、高齢化が進行する中での医療・ 介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など果たすべき役割が拡 大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー 制度への対応など、新たな政策課題に直面している。

一方、地方公務員を初めとした公的サービスを担う人材が限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、必要な人材確保策を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立が求められている。

このため、平成31年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要である。

よって、国におかれては、次の事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策、公共施設の長寿命化・老朽化対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源の総額を確保すること。
- 2 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者の自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度 の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するため社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。
- 3 災害時における住民の命と財産を守る防災・減災事業は、これまで 以上に重要であり、自治体庁舎を初めとした公共施設の耐震化や緊急 防災・減災事業の対象事業の拡充と十分な期間の確保を行うこと。
- 4 地域間の財源偏在性を是正するため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。

同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保を初め、財政運営に支障が生じることがないよう対応を図ること。

5 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、地方交付 税原資の確保については、臨時財政対策債に過度に依存しないものと し、対象国税4税(所得税・法人税・酒税・消費税)に対する法定率 の引き上げを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(提出年月日) 平成30年6月6日

(議決年月日) 平成30年6月7日

(議決結果) 可決(全会一致)

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財 務大臣